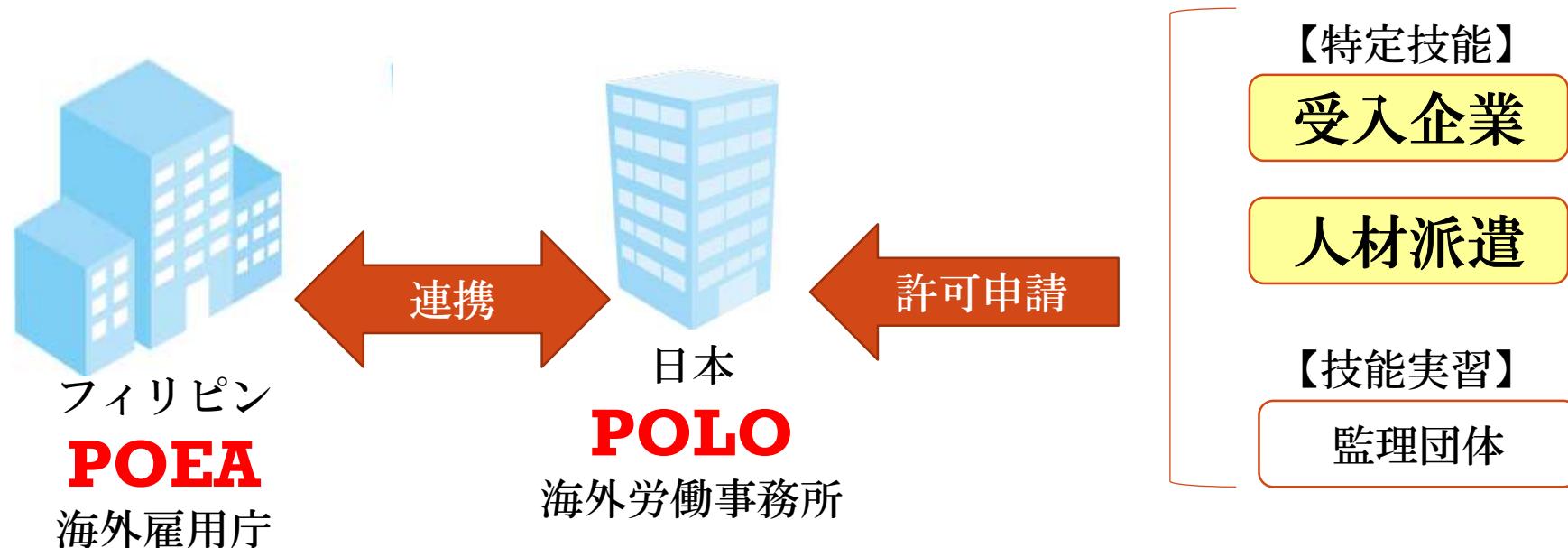


# フィリピン人の雇用 POLへの手続き

2020年7月24日 第一版

# フィリピンの国内法では・・・

- 日本企業がフィリピン人を雇用する場合、POEA (Philippine Overseas Employment Administration)、及び日本にあるPOLO (Philippine Overseas Labor Office) の許可を得る必要があります。



※登録支援機関や職業紹介所は、海外人材との雇用契約とは関係がないため、この許可申請は出来ませんので、ご注意ください。



# POLOの許可申請の流れ

## 1. 申請の前に

- ・フィリピンのPOEA認定送り出し機関との契約
- ・求人情報の明確化 (後述)

## 2. POLOへの許可申請

## 3. POLOでの面接 (面接後に実地調査が実施される場合もあります。)

## 4. 許可 (POEAへの求人情報登録)

## 5. 募集開始・面接・内定 (※フライング厳禁)

## 6. 在留資格申請手続き・・入管がCOE発行

## 7. 就労ビザの発給 ・・日本大使館がVISA発給

## 8. 海外雇用許可証の発給 ・・POEAが発行

この部分が、他国と異なる手続きとなりますので注意してください

# 海外雇用許可証・・POEA発行

- 日本側が関与しないのがこの許可証ですが・・

許可証が無いと  
日本のビザを取得していても、  
フィリピンから出国できません

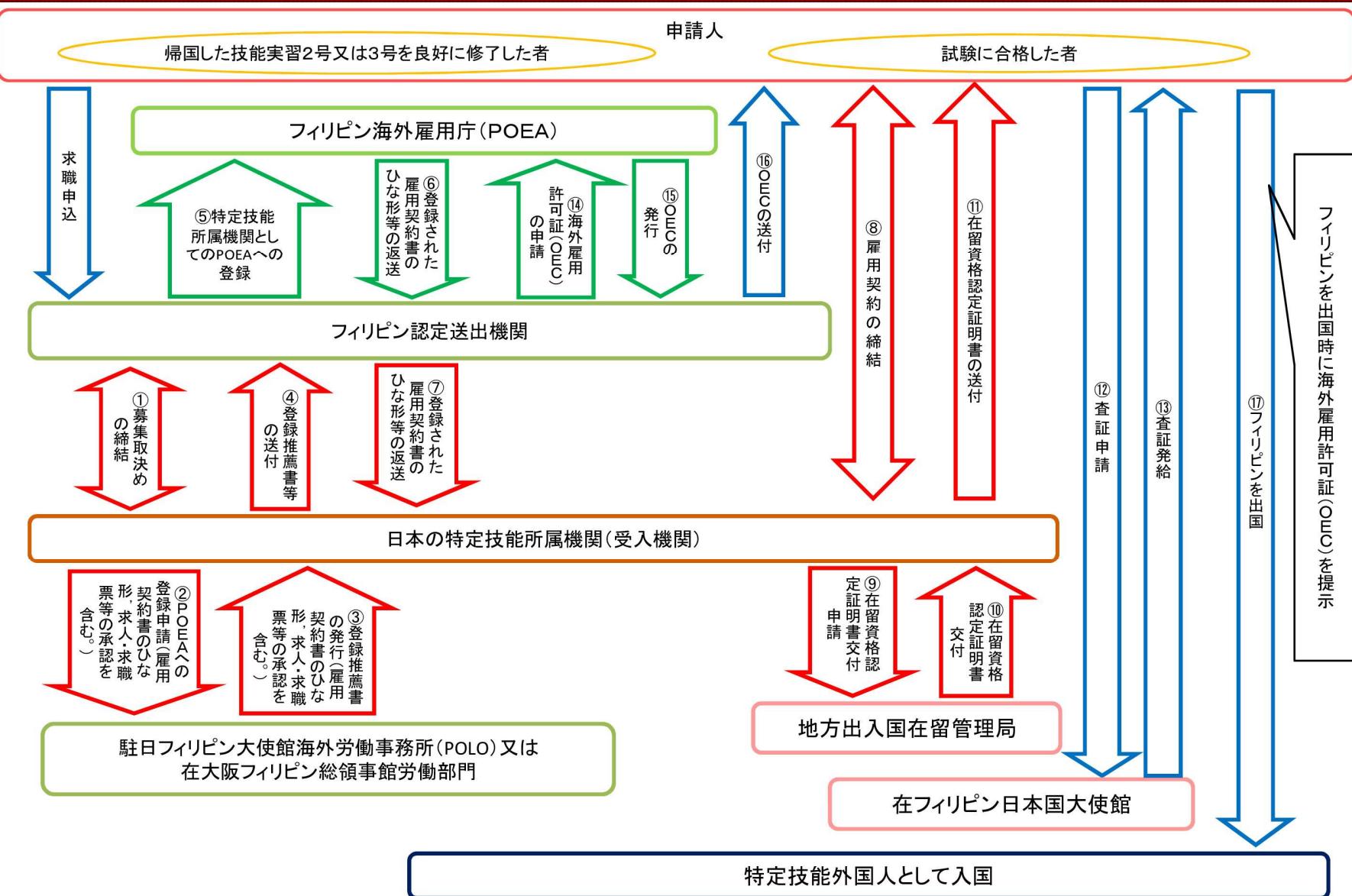
許可証発行には、WWWAの出国前セミナーを受講する必要があります。

一時帰国にはくれぐれもご注意下さい。  
予定通り帰ってこれなくなります。



## フィリピン特定技能外国人に係る手続の流れについて

## フィリピンから新たに受け入れる場合



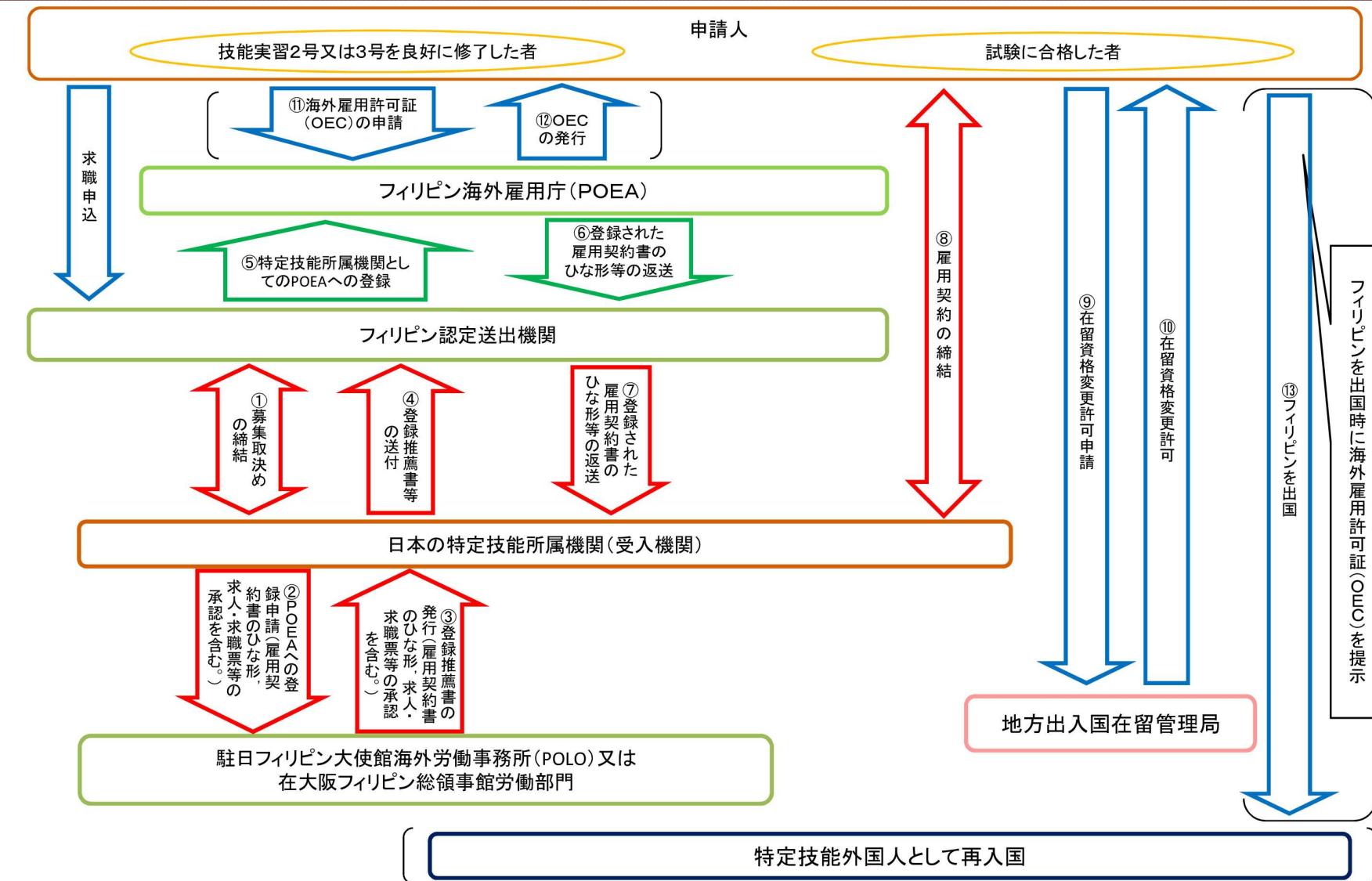
※ 受入機関が特定技能所属機関として既にPOEAに登録されている場合は、募集取決めの締結(①)、POEAへの登録手続(②~⑦)は不要とのことです。

(ただし、特定技能所属機関が既にPOEAに登録されている場合であっても、登録された雇用契約書から変更された契約条件をもって新たにフィリピン国籍の方を特定技能外国人として受け入れる場合や、求人件数を増やす必要がある場合は、求人・求職票の承認手続が必要とのことです。)

※ 職業安定法に基づく職業紹介事業者については、次の厚生労働省URLを御参照ください。 <https://www.mhlw.go.jp/content/0020190401.pdf>

## フィリピン特定技能外国人に係る手続の流れについて

### 日本に在留する方を受け入れる場合



※ 受入機関が特定技能所属機関として既にPOEAに登録されている場合は、募集取決めの締結(①)、POEAへの登録手続(②～⑦)は不要とのことです。  
(ただし、特定技能所属機関が既にPOEAに登録されている場合であっても、登録された雇用契約書から変更された契約条件をもって新たにフィリピン国籍の方を特定技能外国人として受け入れる場合や、求人数を増やす必要がある場合は、求人・求職票の承認手続が必要とのことです。)

※ (1)～(3)は、フリーラン、特定技能外国人が一時帰国、再度入国する場合には必要となる手續で、日本に在留している場合は必要ありません。

※(1)は、フィンランド付託技能外国人が、時帰国し、再度入国する場合に必要な手続で、日本に仕留している場合は必要なものではありません。

# POLO申請の前に

- ・フィリピンのPOEA認定送り出し機関との契約
  - ・最初の契約は1社のみ
  - ・その送り出し機関からの受入れが、  
**50人を超えると2社目との契約が許可**  
POEAに登録されます。

## 50人まで1社です、最初の契約は慎重に

- ・日本語会話、日本語の書類作成の上手な送り出しですか???
- ・あなたの会社に、英語・タガログ語の得意な社員はいますか??

契約書・協定書が整ったら、すぐに実習機構や労働局に届け出ましょう。役所に登録されない限り、POLOの許可は出ません。協定を結んだからと言つて許可前に、フィリピンで求人活動したりすると、フィリピンからの受入れが出来なくなりますから、くれぐれもお気を付けください。



# POLOへの許可申請

- 申請書類は、全て英語です。
- 英語の文書作成可能なスタッフが必要です。

Poloへの申請には、  
資格も特別な条件も必要有りません。  
多くの方がご自分で申請をされてます  
頑張って申請してください。

※ ↓ POLOのホームページです。スタッフに内容を確認しておくのが良い  
でしょう。書類の様式等、予告なしで更新されている場合もあります。  
日本語表示は機械翻訳ですので、英文で対応されることをお勧めします。



The Philippine Embassy in Tokyo, Japan  
**PHILIPPINE OVERSEAS LABOR OFFICE**

5-15-5 Roppongi, Minato-ku, Tokyo 106-8537

<https://polotokyo.dole.gov.ph/>



# POLOへの許可申請書類

## 技能実習 新規受入れ監理団体の登録

- 1.監理団体許可書 <厚生労働省及び法務省が発行したもの>の写し及びその翻訳翻訳には翻訳者の署名を付すこと
- 2.監理団体許可条件通知書 <厚労省及び法務省が発行したもの>の写し及びその翻訳翻訳には翻訳者の署名を付すこと
- 3.厚生労働省が定める技能実習計画審査基準の写し及びその翻訳翻訳には翻訳者の署名を付すこと
- 4.監理団体の登記簿謄本及びその翻訳翻訳には翻訳者の署名を付すこと
- 5.監理団体及び送出し機関の協定書。POEA様式を使用し、日本で公証されたもの
- 6.技能実習実施計画の ドラフト及びその翻訳翻訳には、翻訳者の署名を付すこと
- 7.技能実習求人通知。職種、求人人数、給料の詳細を記したもの  
　　様式 … POLO—Tokyo TITP Form No. 2018—01
- 8.実習実施機関の従業員人数の証明書　　様式 : POLO-TOKYO TITP No. 2018—01 a
- 9.雇用契約書の補遺文書　　様式 : POLO—Tokyo TITP Form NO. 2018—02
- 10.技能実習生のための雇用契約書　　様式:参考様式第4号
- 11.雇用条件書及び賃金の支払い書　　様式 参考様式第5号及び同号別紙

注意:登録済みの実習実施機関の追加求人通知の申請はPOEAに直接提出して ください。



# POLOへの許可申請書類

## 技能実習 新規実習実施機関/企業の登録

- 1.監理団体許可書(厚生労働省及び法務省が発行したもの)の写し及びその翻訳 翻訳には、翻訳者の署名を付すこと
- 2.監理団体許可条件通知書(厚労省及び法務省が発行したもの)の写し及びその翻訳 翻訳には、翻訳者の署名を付すこと
- 3.厚生労働省が定める技能実習計画審査基準の写し及びその翻訳 翻訳には、翻訳者の署名を付すこと
- 4.監理団体の登記簿謄本及びその翻訳 翻訳には、翻訳者の署名を付すこと
- 5.監理団体及び送出し機関の協定書。POEA様式を使用し、日本で公証されたもの
- 6・技能実習実施計画のドラフト及びその翻訳 翻訳には、翻訳者の署名を付すこと
- 7・技能実習求人通知。職種、求人数、給料の詳細を記したもの

様式:POLO—Tokyo TITP Form No. 2018—01

- 8・実習実施機関の従業員人数の証明書

様式:POLO-TOKYO TITP No. 2018-01 a

- 9・雇用契約書の補遺文書

様式:POLO—Tokyo TITP Form NO. 2018—02

- 10・技能実習生のための雇用契約書

様式:参考様式第4号

- 11.雇用条件書及び賃金の支払い書

様式:参考様式第5号及び同号別紙

注意:登録済みの実習実施機関の追加求人通知の申請はPOEAに直接提出してください。



# POLOへの許可申請書類

## 特定技能 雇用事業主

1	Accomplished POLO Application Form
2	Business License/Permit
3	Company Profile
4.	For Companies: a. Company Registration (Tokibo Tohoun) For Sole Proprietorship /Small Enterprise: a. Business Permit b. Latest tax payment receipt
5	List of tasks, duties and responsibilities and/or description of the occupational category to be performed by Filipinos with Specified Skills
6	Recruitment Agreement
7	Copy of the valid POEA license of the Sending Organization, identification page of the Passport of the owner of the Sending Organization and the authorized representative of the Accepting Organization
8	Manpower Request/Job Order
9	Master Employment Contract, Written Employment Conditions and Payment of Wages
10	Salary Scheme
11	Company Brochure/Pamphlets/Flyers



# POLOへの許可申請書類

## 特定技能 人材派遣業

1	Accomplished POLO Application Form
2	Business License/Permit
3	Company Profile
4	For Companies: a. Company Registration (Tokibo Tohoun) For Sole Proprietorship/Small Enterprises: a. Business Permit b. Latest Tax Payment Receipt
5	List of tasks, duties and responsibilities and/or description of the occupational category to be performed by Filipinos with Specified Skills
6	Recruitment Agreement
7	Copy of the valid POEA license of the Sending Organization, identification page of the Passport of the owner of the Sending Organization and the authorized representative of the Accepting Organization
8	Master Employment Contract, Written Employment Conditions and Payment of Wages
9	Salary Scheme
10	Dispatch License or Permit
11.	List of Names and Addresses of Clients
12.	Manpower Request/Job Order
13.	Employment Condition Statement (as prescribed by the Ministry of Justice)
14	Basic Dispatch Service Agreement
15	Company Brochure/Pamphlets/Flyers

# POLOへの許可申請書類

- ・ 全ての資料が**英語**です。
- ・ 日本語の資料は**全て翻訳文**を原本と一緒に提出してください。 登記簿謄本・・・・  
※翻訳文には各ページに翻訳者の署名をしてください。
- ・ 雇用契約書、雇用条件書の**全ページに求人企業の代表者の署名捺印**をしてください。
- ・ 送り出し機関との協定書は、公証が必要です。  
公証人役場へ、日文・英文両方を提出して公証してもらって下さい。  
外務省の証明手続きも必要ですので、即日処理できる公証人役場や日数の必要な公証人役場がありますので、事前に確認してください。



# POLOへの許可申請

事前にしっかりと、書類の点検を実施しましょう  
不備があれば、書類一式返送される場合もあります。

着払いで返送される場合もありますので、驚かずに、  
再提出作業に取り組みましょう。

チェックされて、問題のある個所には付箋等が貼り付  
けられていることもあります。

返送用封筒、返送用レターパック  
等を忘れずに。



# POLOへ

POLOによる、申請者のインタビューが実施されます。

インタビューは英語で実施されます。

雇用条件、その他の待遇、業務内容等の質問があります、専門用語含めて理解されている方、及びそれらを通訳可能な、通訳を同伴してPOLOへ行きましょう。

インタビューは、通訳者と代表二人しか入室出来ません。代表者は、制度、最近の特定技能や技能実習生の事件やニュース等を、勉強しておく事。必ず、最近の事件のことを、質問されます。



# POLOから要求される条件

- 家賃2万円はギリギリ認めてくれますが、高額な家賃控除では許可されません。
- 最低賃金では確実に文句を言われます。端数切り上げをしてでも最低賃金での申請は避けましょう
- 手取り11万円未満では不許可の可能性が大です。手取り13万円以上の設定にしましょう。介護は16万以上だと許可される場合が多いです。
- 本人から手数料を取ってはいけない事になっていますのでお忘れなく。
- 講習手当は85000円(送り出しが契約時言ってきます)

## その他

フィリピンでの教育費や食事費等は日本側に負担を要請してくる場合も多いです。介護は教育費として15万以上は覚悟してください。



最後に  
フィリピンの就労者が入国後  
POLOによる  
**現場確認実地調査**  
が実施されます。

事件やニュースで報道があれば、関連業種や関連地方  
を重点的に調査に入られてるようです。

事前連絡のある場合も、  
突然! 調査に来られる場合もあります。

POLOの責任者が来られる場合も有りますので、楽しみにしてください。



# 補足 POLO-TOKYO入館証 AUTHORIZATION PASS

書類を**POLO**へ持参して提出される方、直接受け取りに行かれる方

※インタビュー時は持って無くても大丈夫です。

- <https://polotokyo.dole.gov.ph/wp-content/uploads/2018/05/Translation-Authorization-Letter.pdf>
- 事前に**POLO**あてに、申請を行ってください。  
※事前に取得しておくことをお勧めします。次の書類を [polotokyo@gmail.com](mailto:polotokyo@gmail.com) 宛にご提出ください。郵送で送られてきます。
  - 1. 受け取りをする担当者への推薦状または任命状（以下の内容を必ず記載してください。）
    - a. 雇用主／監理団体／受入れ機関の名前、住所、電話番号
    - b. 担当者の名前
  - 2. 担当者の社員証か保険証のコピー
  - 3. 担当者の 1x1 (インチ) / 2.5 x 2.5 (センチ) の顔写真
- Authorization Pass はフィリピン海外労働事務所 東京 (POLO-Tokyo) の所有物です。他の人に譲渡してはいけません。
- POLO事務所の中にいる間は常時着用をお願い致します。
- 書類の提出、受け取りの際は、Authorization Pass を提示する必要があります。
- 有効期間は1年間です。有効期限の 1か月前には必ず更新をお願い致します。紛失、担当者の交代、または更新の場合はフィリピンの海外労働事務所に以下を提出する事。
  - 再発行／交代／更新の申請書。
  - 担当者の社員証か保険証のコピー
  - 古い Authorization Pass は返却をお願い致します。
  - 紛失の場合は「Lost」と依頼書に書いてください。
- フィリピン大使館の入館許可証ではありません。

